

# 川越市市営住宅条例の一部改正（素案）の概要について

平成24年1月  
建設部 建築住宅課

## 1 背景

平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が公布されました。この法律の中で、公営住宅法の一部改正が行われ、入居者資格要件のひとつである同居親族要件及び特に居住の安定を図る必要がある者への例外措置（以下「同居親族要件等」といいます。）が廃止されることとなり、地域の住宅事情に応じた各事業主体の判断に委ねられることになりました。

引き続き同居親族要件等が必要と判断した場合には、公営住宅法改正の施行日（平成24年4月1日）までに、条例に規定する必要があります。

## 2 考え方

同居親族要件等を廃止した場合、単身用住戸に若年単身者の入居が可能になるなど、新たな階層の入居によるコミュニティの活性化が期待できる半面、単身用住戸の不足、応募倍率の更なる上昇等により、真に必要とされる者の入居が一層困難になることが懸念されます。川越市では、市営住宅の需要状況等に鑑み、現状では引き続き同居親族要件等を維持していくことが望ましいと考えています。

そのため、公営住宅法施行令に規定されていた同居親族要件の例外を条例に措置する「川越市市営住宅条例」の一部改正を予定しています。

## 3 概要

これまで公営住宅法施行令に規定されていた、特に居住の安定を図る必要がある者について単身入居が可能な旨の規定を条例に設けようとするものです。本改正を行うことにより、公営住宅法等が改正されても、入居者資格は従来と変わらないことになります。